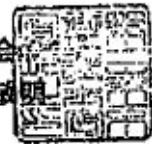


2010年（平成22年）10月20日

懲戒請求者 宮崎 学 様

第二東京弁護士会
会長 栃木 敏



懲戒請求事件の調査の開始について（通知）

貴殿からの10月14日受付の懲戒請求について、弁護士法第58第2項の規定により、綱紀委員会に事案の調査を求めましたので、その旨ご通知致します。

事案の表示 平成22年(コ)第118号
対象弁護士 吉田 繁實

2010年(平成22年)10月20日

懲戒請求者 宮崎 学 様

第二東京弁護士会綱紀委員会
委員長 渡 邊



ご 連 絡

平成22年(コ)第118号に関し、下記のご連絡がございます。

記

1. 住所・連絡先の変更があった場合は、当委員会宛に書面で直ちに届け出て下さい。
2. 当委員会に提出される書類は、A4版・横書・左綴じとし、5部ご提出下さい。証拠書類等については縦書きでも結構ですが、書証番号(甲第1号証、甲第2号証と順番に付けます)を付記するよう、ご協力下さい。
なお、提出された書類は原則として返却いたしません。
3. 対象弁護士から提出された弁明書・書証等の謄写を求める場合は、当委員会宛に謄写申請書を提出していただくことになります。謄写申請に対する回答は当委員会で協議の上、ご通知いたします。
4. 調査に関し、必要に応じて、貴殿から事情をお聴きすることがあります。その際は、日程調整のご連絡をお入れいたします。
5. 綱紀委員会の調査は、貴殿ご指摘の対象弁護士の行為について、懲戒委員会の審査を求めるか否かを定めるための弁護士会内の手続きです。当委員会での調査結果は、最終的に「議決書」という書面にまとめて、貴殿に送付いたします。

以上